

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和 2 年 2 月 28 日

事業所名 : にっこりバンピーノ

		チェック項目	はい	どちらともいえない	いいえ	工夫している点及び課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○			・多動児にはマンツーマンで対応する。
	2	職員の配置数は適切である	○			
	3	事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされているか	○			
業務改善	4	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○			・グループラインにより職員間で日々情報を共有し、月1回以上の全体ミーティングで課題について検討している。 ・様々な研修において学んだ内容(支援手順書の作成、障がいに対する理解など)等もミーティングでスタッフ全員に周知し、実務に取り入れ実施する。
	5	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○			
	6	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○			
	7	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている			○	
	8	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○			
適切な支援の提供	9	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○			・児童発達支援計画及びモニタリング作成の前にミーティングを開催し、該当児童に係る情報を職員からもらっている。 ・外部講師による活動プログラムにおいては、利用者の特性に合わせて個別活動と集団活動を組み合わせる。 ・外出がままならない状況の中、感染防止策を徹底した上で、利用者が楽しめるイベントの検討を継続する。
	10	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している		○		
	11	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○			
	12	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○			
	13	活動プログラムの立案をチームで行っている	○			
	14	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○			
	15	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ児童発達支援計画を作成している	○			
	16	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○			
	17	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○			
	18	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○			

	19	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○				
関係機関や保護者との連携	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している		○			
	21	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている			○		
	22	医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等の在宅支援のために、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている				(該当なし)	
	23	医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子どもを受け入れる場合は、子供の主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている				(該当なし)	
	24	保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、移行に向けた支援内容等の情報共有と相互理解を図っている		○			
	25	小学校や特別支援学校(小学部)との間で、移行に向けた支援内容等の情報共有と相互理解を図っている		○			
	26	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている			○		
	27	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある			○		
	28	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している			○		
	29	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○				
保護者への説明責任等	30	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○				
	31	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○				
	32	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○				
	33	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○				
	34	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している			○		
	35	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○				
	36	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している		○			
	37	個人情報の取扱いに十分注意している	○				

・運営規定、支援の内容、利用者負担等については重要事項とともに契約時に説明しているが、質問等があればその都度対面に対応する。

・コロナ禍で他児童との交流を控えることが保護者のニーズではないかと認識している。

・保護者との共通理解には通所記録上のやり取りをメインにしている。合わせて送迎担当者からの報告を加えて、より保護者の理解を深めるように努める。

・父母の会については保護者からのニーズが少ないため前向きには考えていない。

・個人情報の取扱いについては職員に対し定期的に注意を喚起している。

	38	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○			
	39	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている			○	
非常時等の対応	40	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○			
	41	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○			
	42	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○			
	43	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている				(該当なし)
	44	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している		○		
	45	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○			
	46	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○			
・避難経路図や浸水時対応の計画書など、その都度最新の情報を保護者に提供し、当事業所から事前に配布した「保護者ファイル」への綴り込みを依頼する。 ・ヒヤリハット案件はその都度グループラインでその内容を共有し、全体ミーティングの議題に挙げて協議する。 ・咀嚼や嚥下に問題がある利用者には保護者から最近の状況を定期的に確認し、食事介助の際に充分留意する。						